7　国及び地方公共団体の施策
建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握等に関する施策の実施に係る国及び地方公共団体の責務を定めることとした。（第一八条の二四及び第一八条の二五関係）
8　報告及び検査の対象の追加
環境大臣又は都道府県知事による報告徴収の対象に下請負人を、立入検査の対象に解体等工事の元請業者、自主施工者又は下請負人の営業所、事務所その他の事業場を加えることとした。（第二六条第一項関係）
9　罰則
1の㈣及び4の規定に違反した者に係る所要の罰則規定を置くこととした。（第三四条第三号及び第三五条第四号関係）
10　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（法律第四〇号）（厚生労働省）

一　国民年金法の一部改正関係
1　国民年金手帳を廃止することとした。（第一三条関係）
2　年金給付の受給権の保護の例外について、年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合を削ることとした。（第二四条関係）
3　老齢基礎年金の繰下げ受給の上限年齢を七〇歳から七五歳とすることとした。（第二八条関係）
4　国民年金法第三〇条の四の規定による障害基礎年金の前年の所得による支給停止をその年の一〇月から翌年の九月までとすることとした。（第三六条の三第一項及び第三六条の四第一項関係）
5　寡婦年金を支給しないこととする要件を、その夫が障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき又は老齢基礎年金の支給を受けていたときから、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときとすることとした。（第四九条第一項関係）
6　障害者、寡婦その他の地方税法の規定による市町村民税が課されない者として政令で定める者であって前年の所得が政令で定める額以下であるものについて、申請があったときは国民年金の保険料を納付することを要しないこととした。（第九〇条関係）
7　この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者について、国民年金の任意加入被保険者となることができないこととした。（附則第五条関係）
8　脱退一時金の額について、保険料の額に二分の一を乗じて得た額に保険料納付済期間等の月数に応じて政令で定める数を乗じて得た額とすることとした。（附則第九条の三の二関係）

二　厚生年金保険法の一部改正関係
1　厚生年金保険の適用拡大
㈠　弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業の事業所又は事務所であって、常時五人以上の従業員を使用するものについて、厚生年金保険の適用事業所とすることとした。（第六条第一項第一号レ関係）
㈡　事業所に使用される者であって、その一週間の所定労働時間又は一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間又は所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に係る厚生年金保険の適用除外の要件について、当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこととする要件を削ることとした。（第一二条第五号ロ関係）
2　二月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれる者について、厚生年金保険の被保険者とすることとした。（第一二条第一号ロ関係）
3　年金給付の受給権の保護の例外について、一の2に準じた改正を行うこととした。（第四一条第一項関係）
4　受給権者が被保険者である場合の老齢厚生年金の額について、毎年九月一日を基準日とし、基準日の属する月前の被保険者であった期間を基礎として、基準日の属する月の翌月から改定することとした。（第四三条関係）
5　老齢厚生年金の繰下げ受給の上限年齢を七〇歳から七五歳とすることとした。（第四四条の三関係）
6　保険給付の返還を受ける権利は、これを行使できる時から五年を経過したときは、時効によって消滅するものとし、徴収金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は保険給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないこととした。（第九二条関係）
7　厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、適用事業所であると認められる事業所の事業主に対して、立入検査等を行うことができることとした。（第一〇〇条関係）
8　実施機関は、厚生年金保険に関する事業状況を把握するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うこととした。（第一〇〇条の三関係）
9　六五歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止について、六五歳以上の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止の仕組みと同じものとすることとし、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額との合計額から平成一六年度における四八万円を基準として名目賃金変動率に応じて自動改定される額を控除して得た額の二分の一に相当する額とすることとした。（附則第一一条関係）
10　脱退一時金の額について、被保険者であった期間の平均標準報酬額に、保険料率に二分の一を乗じて得た率に被保険者であった期間に応じて政令で定める数を乗じて得た率を乗じて得た額とすることとした。（附則第二九条第四項関係）

三　国民年金法等の一部を改正する法律（平成一六年法律第一〇四号）の一部改正関係
1　三〇歳未満の第一号被保険者等であって本人及び配偶者の所得が一定以下のものに係る国民年金の保険料の免除の特例を五年間延長し、令和一二年六月までとすることとした。（附則第一九条第二項関係）
2　国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者について、一の7に準じた改正を行うこととした。（附則第二三条関係）

四　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六二号）の一部改正関係
1　短時間労働者を適用対象とすべき特定適用事業所の範囲について、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であって、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時五〇〇人を超える適用事業所から、令和四年一〇月一日以降は当該総数が常時一〇〇人を超える適用事業所とするものとし、令和六年一〇月一日以降は当該総数が常時五〇人を超える適用事業所とすることとした。（附則第一七条第一二項及び第四六条第一二項関係）
2　経過措置
㈠　令和六年度から令和九年度までの間における再評価率の改定等に用いる名目手取り賃金変動率について、特定適用事業所（当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が五〇〇人以下であるものに限る。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者に相当する者又はその者以外の者の構成の変動により補正することとした。（附則第一七条の二第二項関係）
㈡　令和一〇年度及び令和一一年度における再評価率の改定等に用いる名目手取り賃金変動率について、特定適用事業所（当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が一〇〇人以下であるものに限る。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者に相当する者又はその者以外の者の構成の変動により補正することとした。（附則第一七条の二第三項関係）